

償却資産の申告は、1月31日(火)までにお願いします！

申告期間：1月4日(水)～1月31日(火)

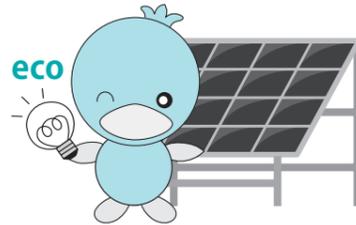
令和5年1月1日時点で美里町内に償却資産を所有しているかたは、申告書の提出をお願いします。
 なお、1月1日時点で償却資産を所有していない場合でも、美里町内で事業を行っているかたは、資産がない旨の申告をお願いします。

償却資産とは…

個人や法人で工場や商店などを営んでいるかたが所有している、事業のために用いることができる機械、備品など（土地・家屋を除く）です。なお、近年設置されている太陽光発電設備も含まれます。

太陽光パネルを設置して売電する場合は申告が必要です

土地や家屋の屋根などに、発電出力10kW以上の太陽光パネルを設置して売電する場合は、原則売電事業となり償却資産の申告が必要です。
 ただし、家屋に一体の建材（屋根材など）として設置する場合、固定資産税（家屋）として課税されるため、申告の必要はありません。



▶所有者および発電規模別の課税区分

所有者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人	経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して売電する場合は、売電事業用の資産となり課税の対象です。	売電事業用の資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外です。
個人 (個人事業主)	店舗やアパート、工場などを営む個人事業主のかたが、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電の有無にかかわらず事業用の資産として課税の対象です。	
法人	事業の用に供している資産として、売電の有無にかかわらず課税の対象です。	

▶再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

次の条件をすべて満たす設備については、課税標準の特例の適用を受けることができます。

《特例内容》

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準額が軽減されます。

《特例の適用を受けるための条件》

※提出書類については、資産税係までお問い合わせください。

対象設備	再生可能エネルギー事業者支援事業補助を受けて取得された自家消費型太陽光発電設備	
発電出力	1,000kW未満	1,000kW以上
取得時期	平成30年4月1日～令和6年3月31日	平成30年4月1日～令和6年3月31日
特例割合	最初の3年度分の課税標準額が3分の2	最初の3年度分の課税標準額が4分の3

※前年度に申告されたかたには、12月中旬に申告書を送付しました。初めて申告する場合など、お手元に申告書がない場合はご連絡ください。

なお、申告書は町ホームページ（税金→様式ダウンロード）からダウンロードできます。

問合せ＝税務課 資産税係 ☎76-5131

带状疱疹予防接種費用を一部助成します！

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気で、加齢、疲労、ストレスなどによる免疫力の低下などが原因で発症します。

町では、带状疱疹発症の抑制および重症化予防を目的に、接種費用の一部を助成しています。

◎対象者

町内に住民登録のある50歳以上のかた
 ※7月1日以降、接種したかたに限ります。

◎対象ワクチン

- ・生ワクチン 1回（皮下注射）
- ・不活化ワクチン 2回（筋肉注射）

◎助成金額・回数

接種費用の2分の1（1回10,000円を上限）
 ※不活化ワクチンは、2回とも助成します。

◎申請方法

申請書に医療機関が発行した領収書の原本を添付し、保健センターへ提出
 ※接種日から速やかに申請をお願いします。

中学3年生インフルエンザ予防接種費用を助成します！

高校受験などを控えた中学3年生に対し、インフルエンザ予防接種費用の助成をしています。

◎対象者

町内に住民登録のある中学3年生の生徒

◎対象接種期間

令和4年10月1日～令和5年1月31日

◎助成額

接種費用の全額（1人1回限り）

◎申請期限

3月10日(金)まで

◎申請に必要なもの

- ・美里町中学3年生インフルエンザ予防接種費用助成金交付申請書兼請求書
- ・助成対象予防接種を受けたことを証明する書類
- ・助成対象予防接種にかかる領収書

問合せ＝保健センター 健康増進係 ☎76-2855

行政区別 推奨歩数達成率

行政区別の10月の推奨歩数達成率がまとまりました。
 20歳から参加できます。保健センターまでご連絡ください。
 [歩数計の値上げについて]
 歩数計の値上げにより、令和5年4月から再交付に伴う負担額を値上げします。水没や破損などに注意して、丁寧に扱きましょう。



推奨歩数	65歳以上	7,000歩
	65歳未満	8,000歩

行政区	10月	前月増減	9月
根木	32.79%	1.39	31.40%
関	20.50%	0.75	19.75%
南阿那志	28.08%	4.79	23.29%
北阿那志	21.48%	1.89	19.59%
小茂田	25.19%	3.09	22.10%
下児玉	21.38%	▲0.63	22.01%
北十条	27.27%	4.39	22.88%
南十条	30.12%	4.82	25.30%
沼上	28.97%	0.40	28.57%
広木	22.71%	2.04	20.67%
駒衣	24.31%	5.13	19.18%
木部	27.27%	0.16	27.11%

行政区	10月	前月増減	9月
古郡	25.00%	0.44	24.56%
甘粕	32.20%	0.74	31.46%
中里	23.61%	1.07	22.54%
湯柝	25.93%	▲0.49	26.42%
野中	24.49%	2.04	22.45%
小栗	15.56%	4.45	11.11%
猪俣	29.20%	4.94	24.26%
湯本	26.58%	▲1.27	27.85%
大仏	21.37%	1.52	19.85%
白石	33.33%	5.55	27.78%
円良田	38.46%	0.00	38.46%

問合せ＝保健センター 健康増進係 ☎76-2855